

# 令和8年度運行管理者一般講習受講料助成取扱要領

令和8年4月1日  
一般社団法人 東京都トラック協会

## 1. 事業の趣旨

運行管理者講習の受講率向上および運行管理の安全性向上を図るため、会員事業者に対して、選任されている運行管理者が受講すべき「運行管理者一般講習」を受講した際の受講料の一部を助成することがある。

## 2. 実施期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月12日（金）までとする。ただし、実施期間内であっても予算額に達した場合は、その時点で終了とすることがある。

## 3. 予算額

3,200,000円

## 4. 助成対象者

東京都トラック協会（以下「東ト協」という。）会員事業者の都内事業所において選任されている運行管理者で、関係法令の規定により令和8年度中に一般講習の受講義務がある者。

## 5. 助成対象講習

貨物自動車運送事業輸送安全規則に基づき国土交通大臣が定めたる講習のうち、講習認定機関が実施する「運行管理者一般講習（貨物）」で、前項「2. 実施期間」で定める期間中に受講及び受講料の支払いが完了したものとする。

※認定機関については、国土交通省ホームページ「自動車総合安全情報」内「運行管理者について」を参照。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/dispatcher.html>

## 6. 助成対象人数・助成額

### (1) 助成人数

1会員事業者につき、支部登録台数分まで（上限10名）とする。

### (2) 助成額

1名につき3,200円を上限として、助成対象講習の支払受講料を助成する。

## 7. 方法及び提出書類

助成を受けようとする事業者は、次の申請様式を東ト協宛に郵送又は持参により提出するものとする。

## (1) 申請様式

- ① 「令和8年度運行管理者一般講習受講料助成 助成金交付申請書兼誓約書」(様式1)
- ② 「受講者一覧表」(様式2)

## (2) 提出書類の省略(令和8年度より適用)

令和8年度より、申請手続きの簡素化及び申請率向上を図るため、以下の書類の提出を省略する。

- ① 受講者が運行管理者として選任されていることを証明する「選任届出書」の写し
- ② 「運行管理者手帳」(氏名・顔写真掲載ページ及び受講記録ページ)の写し、又は「修了証明書」等、受講を証明する書類
- ③ 「領収書」「支払証明書」「振込証明書」等、受講料の支払いを証明する書類

※なお、東ト協は必要に応じて関係書類の提出を求めることができる。

## 8. 助成金の交付

東ト協は会員事業者から助成金の交付申請があった場合、その内容を審査し、適正と認めるときは助成金を交付する。

## 9. 報告及び調査

東ト協は、本助成金の交付申請を行った会員事業者及び助成金の交付を受けた会員事業者に対し、当該助成にして必要な報告を求め、又は調査を行うことができる。

## 10. 助成金の返還

虚偽の申請その他不正な行為により助成金の交付を受けたことが判明した場合は、東ト協は助成金の返還を求めることができる。

## 11. 問い合わせ先・申請書類送付先

一般社団法人東京都トラック協会 業務部 交通・環境グループ

〒160-0004 東京都新宿区四谷3-1-8

TEL 03-3359-3618

以上